

所得税及び復興特別所得税の予定納税について

予定納税とは一般的に、前年に一定額の納付税額のある人について、その年の所得税額をあらかじめ7月と11月にわけて納税する制度です。その年の5月15日の現況で予定納税基準額が15万円以上（復興特別所得税を含みます）の人は、税務署からの事前通知にもとづいて、次のとおり予定納税額を納付します。

予定納税の対象	予定納税額	納 期	
予定納税基準額が 15万円以上の人	予定納税基準額の3分の1	第1期	7月1日～同月31日
	予定納税基準額の3分の1	第2期	11月1日～同月30日

予定納税基準額とは？

原則としてその年の5月15日において確定している前年実績の課税総所得金額のうち、本年は生じないと考えられる臨時的な所得（譲渡所得、一時所得、雑所得および臨時所得）の金額およびそれぞれにかかる源泉徴収税額を除外して計算されます。

消費税の中間申告（納付）について

前年の確定消費税額（年税額）が一定額を超える場合は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が定められています。



前年分の確定消費税額	中間申告回数	中間納付税額	中間申告期限
48万円超 400万円以下	年1回	前年分の消費税額の2分の1	8月末日

※前年分の確定消費税額には地方消費税額は含まれません。

詳しくは税理士無料個別相談会をご利用ください。☎ 381-3101